

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川、大 作

京都市規則第 209 号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

第1条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「(第1号に掲げる用語にあつては、第10条の2を除く。)」を削る。

第3条各号列記以外の部分中「建築物」の右に「, 建築物の敷地」を加え、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号ア中「第5条第4項」を「第5条第3項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第7号イ中「除く。)」の右に「その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書」を加え、同号を同条第5号とし、同条第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(1) 建築物の敷地が法第53条の2第3項の規定により同条第1項の規定の適用を受けないとき 市長が定めて告示する図書

第9条第1項第1号中「別表第2 1の項」の右に「及び2の項」を加え、同項第2号中「及び2の項」を「から3の項まで」に改め、同項第4号中「別表第2 1の項」の右に「及び2の項」を加え、同項第5号中「及び2の項」を「から3の項まで」に改める。

第10条第1項第1号及び第2号中「別表第2 1の項」の右に「及び2の項」を加え、同項第5号中「つど」を「都度」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「別表第2 1の項」の右に「及び2の項」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号中「及び第3の項」を「, 2の項及び4の項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 建築基準条例第3条第1項各号又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項に掲げる図書

(4) 建築基準条例第5条第4項の規定による認定 別表第2 1の項及び4の項に掲げる図書、法の施行の日において現に建築物が存した敷地であることを証する図書、当該建築物又は従前の建築物の用途を証する図書その他市長が必要と認める図書

第10条の2を次のように改める。

(特定通路に係る法第43条第1項ただし書の規定による許可のの特例)

第10条の2 建築基準条例第43条の5第1項の規定により法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請があったものとみなされたときは、第9条第1項各号に掲げる図書は、市長に提出することを要しない。

2 建築基準条例第43条の5第2項の規定による通知は、申請受付通知書に建築計画概要書の写しその他市長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

第18条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 道路に沿って設けられる軒又はひさし（軒又はひさしの先端から建築物の外壁方向への水平距離が1メートルの範囲内にある部分に限る。以下「軒等」という。）

で、次のいずれにも該当するもの

ア 当該道路の路面の中心からの高さが2.1メートル以上6.5メートル以下であること。

イ 軒等の先端から当該道路と敷地との境界線までの水平距離が1メートル以下であること。

ウ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書に規定する旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区内にあること。

第19条の3各号列記以外の部分中「第5条第3項ただし書」を「第5条第2項ただし書」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 建築物の敷地の路地状の部分（以下「路地状部分」という。）が次のいずれかに該当すること。

ア 最も狭い部分の幅員（以下「最小幅員」という。）が次の式により算出した数値（単位メートル）以上であること。

$$2 + \frac{L}{10}$$

Lは、路地状部分の長さ（単位メートル）

イ 最小幅員が6メートル以上であること。

第19条の3に次の1項を加える。

2 建築基準条例第5条第4項に規定する別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法の施行の日において現に建築物が存した敷地であること。

- (2) 建築物の用途が一戸建ての住宅であり、又は従前の建築物若しくは法の施行の日  
に現に敷地に存した建築物の用途と同じであること。
- (3) 建築物の階数が2以下であること。
- (4) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (5) 敷地面積から路地状部分の面積を減じた面積を敷地面積とみなした場合において、  
法第52条及び第53条の規定に違反しないこと。

第23条中「図書」の右に「その他市長又は建築主事が必要と認める図書」を加える。

第24条第1項中「第5条の4第2項」を「第5条の4第4項」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第34条の表建築設備概要書の項を削り、同表条例等の規定による許可・認定申請書  
の項の次に次の1項を加える。

申請受付通知書	第10条の2関係	第6号様式
---------	----------	-------

第34条の表建築主等変更届の項から工事施工状況報告書の項までを次のように改  
める。

建築主等変更届	第24条関係	第13号様 式の2
---------	--------	--------------

別表第2 1の項中

2面以上 の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 各階の床及び天井(天井がない場合にあつては、屋根)の高 さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
地盤面算 定表	(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ (2) 地盤面を算定するための算式
危険物の 数量表	危険物の種類及び数量

工場・事業 調書	事業の種類
-------------	-------

を

2面以上 の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
--------------	---

に改め、同表3の項中

3

を

4

に改め、同表2の項中

「

2

を

「

3

に、「第42条」を「第42条第1項」に改め、同表

1の項の次に次の1項を加える。

2	地盤面算定表	(1) 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ (2) 地盤面を算定するための算式
---	--------	--

危険物の数 量表	危険物の種類及び数量
工場・事業 調書	事業の種類

別表第2備考5中「2の項」を「3の項」に改める。

別表第4付近見取図の項を次のように改める。

付 近 見 取 図	(1) 方位, 道路及び目標となる地物 (2) 敷地の位置
-----------	----------------------------------

別表第4敷地面積求積図の項を次のように改める。

敷地面積求積図	変更前及び変更後の敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
概 要 書	建築計画概要書第2面及び第3面に記載すべき事項 (付近見取図を除く。)

第2号様式を次のように改める

第2号様式 削除

第6号様式から第8号様式までを次のように改める。

第6号様式

申請受付通知書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
通知者の住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)	通知者の氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)  電話 ー

京都市建築基準条例第43条の5第2項の規定により通知します。	
京都市建築基準条例第43条の5第1項に規定する特定通路にのみ接する土地を敷地とする建築物に係る建築基準法第6条の2第1項の規定による申請の概要	建 築 主 住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話 ー
	敷地の地名地番 京都市 区
申請年月日	年 月 日

注 この通知書には, 建築主が通知者に提出した建築計画概要書の写しその他市長が必要と認める図書を添付してください。

第7号様式及び第8号様式 削除

第14号様式から第16号様式までを削る。

第2条 京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の4」を「第19条の5」に, 「第8章 構造強度 (第31条)」

「  
第8章 構造強度 (第31条)  
を 第8章の2 道路境界線の明示 (第31条の2) に改める。  
」

第10条第1項第6号を削り、同項第7号を同項6号とし、同項に次の2号を加える。

(7) 建築基準条例第43条の2第1項又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び5の項に掲げる図書

(8) 職住共存条例第4条第1項括弧書き又は御池通沿道条例第4条第2項括弧書きの規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書

第5章中第19条の4の次に次の1条を加える。

(排煙設備の設置に関する特例)

第19条の5 建築基準条例第33条第1項に規定する別に定めるものは、告示する。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 道路境界線の明示

第31条の2 建築基準条例第2条の2に規定する杭の仕様及び設置の方法は、告示する。

別表第2 4の項を次のように改める。

4	耐火構造等の構造 詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
5	避難に関する配置 図	(1) 縮尺 (2) 敷地内における避難経路並びにその幅及び長さ (3) 避難時に想定される通過人数 (4) 建築物の居室から屋外への避難に要する時間

別表第2備考3中「第14条第2項(第17条、第30条第1項及び第31条において準用する場合を含む。)」を「第43条の2第1項又は第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市建築基準法施行細則第10条の2第1項の規定により建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可の申請

があつたものとみなされた場合における当該許可の手續については、同規則第10条の2第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)